

令和二年一月二十日提出
質問 第三号

政府が「定義を定めることは困難」と答弁することに関する質問主意書

提出者 櫻井 周

政府が「定義を定めることは困難」と答弁することに関する質問主意書

言葉の定義は、憲法と法律の解釈と運用の根幹となる。にもかかわらず、安倍晋三内閣は、自らに都合の悪い事案が発生すると「定義を定めることは困難」と答弁する。

例えば、「反社会的勢力」の定義は「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において定められ、企業が反社会的勢力による被害を防止するための取り組みなどにおいて広く認識されてきた。しかしながら、安倍晋三内閣は、「反社会的勢力の定義に関する質問に対する答弁（内閣衆質二〇〇第一一二号）」において、「「反社会的勢力」については、その形態が多様であり、また、その時々々の社会情勢に応じて変化し得るものであることから、あらかじめ限定的、かつ、統一的に定義することは困難であると考えている。」と答弁した。このように、従来から一般的に認識されてきた定義を否定することは、重大な社会問題となりうるところ、以下、質問する。

一 政府が法解釈にかかる言葉の定義を突如として否定すると、言葉の定義に連動して法解釈も変更されることとなり、法的安定性を損なうことになる。すなわち、言葉の定義を突如として変更することは社会に悪影響を及ぼしかねないことについて、政府はどのように責任を認識しているか。

二 安倍晋三首相は第二百回臨時国会の閉会後の記者会見で、憲法改正について、「必ずや私の手で成し遂げたい」と述べたが、憲法改正を実現するためには、まずは言葉を適切に定義することから始めるべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。